

一般名処方加算について

当院では、厚生労働省の方針に従い、一般名処方を行っています。一般名処方とは医薬品の有効成分をそのまま医薬品名として処方箋に記載して処方することです。医薬品の供給が不安定な状況であっても、一般名処方を推進することにより、薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できることで、患者さんに適切に医薬品を提供することが可能となります。一般名での処方について、ご不明点やご心配事がある場合は、いつでも医師や薬剤師にご相談ください。